

由良町国土強靱化地域計画

令和元年12月

由 良 町



目次

1 国土強靱化の基本的な考え方	1
1.1 地域計画の目的	1
1.2 地域計画の位置づけ	1
1.3 計画期間	2
2 由良町の地域特性	3
2.1 位置と地勢等	3
2.2 人口動態等	4
2.3 過去の災害と想定	6
3 由良町の地域強靱化に向けた基本目標等	11
3.1 地域強靱化の基本目標等	11
3.2 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	12
3.3 地域強靱化を進める上での基本的な方針	13
4 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針	15

1 国土強靱化の基本的な考え方

1.1 地域計画の目的

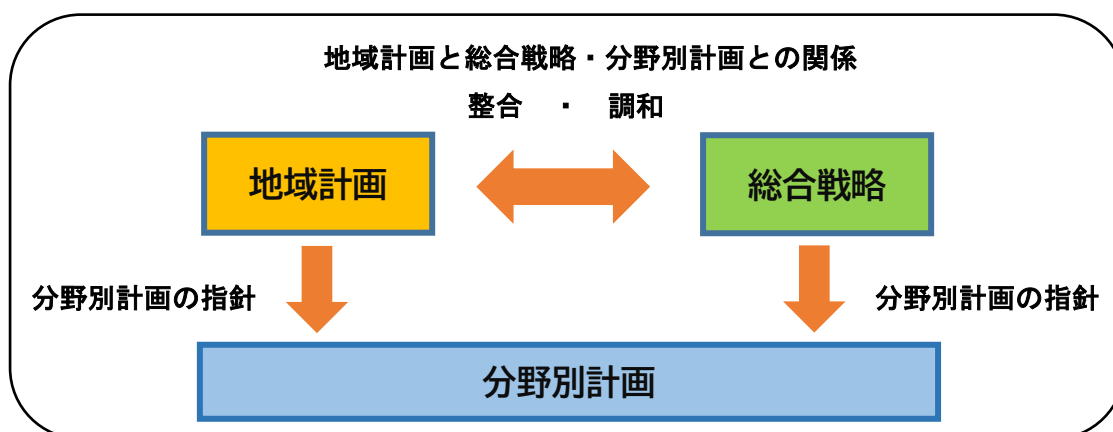
本町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、海と山に囲まれた町である。地形的・気象的な特性ゆえに、台風や大雨などにより、農作物への被害や道路・河川・漁港・農道・水路等の公共施設が被災するなど、数多くの自然災害に見舞われてきた。南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)を震源とする地震は、約90年から150年周期で繰り返し発生しており、また、毎年のように台風や前線の停滞による集中豪雨による水害や土砂災害などの発生が懸念されるなど、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっている。

国においては、近い将来発生するとされている南海トラフ沿いの大規模な地震や首都直下地震、火山噴火等などの大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「強靱化基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

本町は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害が発生しようとも、町民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、由良町国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定する。

1.2 地域計画の位置づけ

地域計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、「由良町総合戦略」との整合を図りながら、「由良町地域防災計画」をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。



1.3 計画期間

地域計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、「由良町総合戦略」に合わせて令和6年度を目標年次とするが、必要に応じて見直すものとする。

2 由良町の地域特性

2.1 位置と地勢等

2.1.1 位置

本町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、西は紀伊水道に面し、東は白馬山脈の連邦を境として、北は広川町、南は日高町と接して、東西10.9km、南北6.6km、面積30.94k㎡の海と山に囲まれた町である。



2.1.2 地勢

本町は、東北東から西南西にほぼ列状に配列している地質構造の影響を受けており、大きく分けると由良川沿いの地溝谷低地を境に北部山地と南部山地の2つに区分される。

由良川沿いの低地は、水越峠から由良湾を結んだ東北東から西南西にほぼ直線上に分布しており、主に由良川が運んだ土砂により形成された低地上に、耕地、集落、道路が列状に分布し、本町の中心地区をなしている。

海岸線は、由良湾をはじめ、白崎、衣奈海岸等典型的なリアス式海岸であり、特に由良湾は、土地が沈降して河谷へ海水が侵入しているため、湾の水深は深く、大型船舶の出入りが可能な地形となっている。

2.1.3 気候の特性

本町は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、北上する黒潮の分布流の影響を強く受け、比較的温暖な気候となっている。

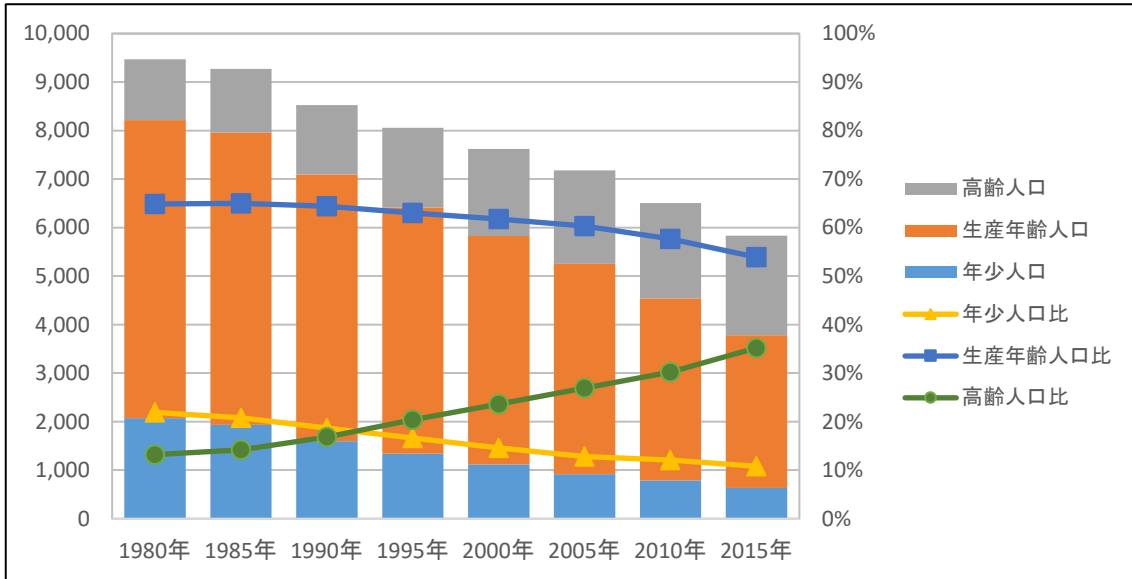
風は、周年通じて北から卓越し、冬季は厳しいものの夏季は涼しく温暖な気候となっている。年平均気温はおよそ16.5℃、年間降水量は由良及び畑観測所でおおよそ1,800mm、衣奈観測所でおおよそ1,600mmである。

2.2 人口動態等

2.2.1 人口の推移

平成27年の国勢調査では、総人口は5,837人となっており、減少が続いている。一方高齢人口は増加しており、平成27年では高齢化率が35%と高くなっている。

・【3階層(高齢・生産年齢・年少)別人口の推移(1980年～2015年)】



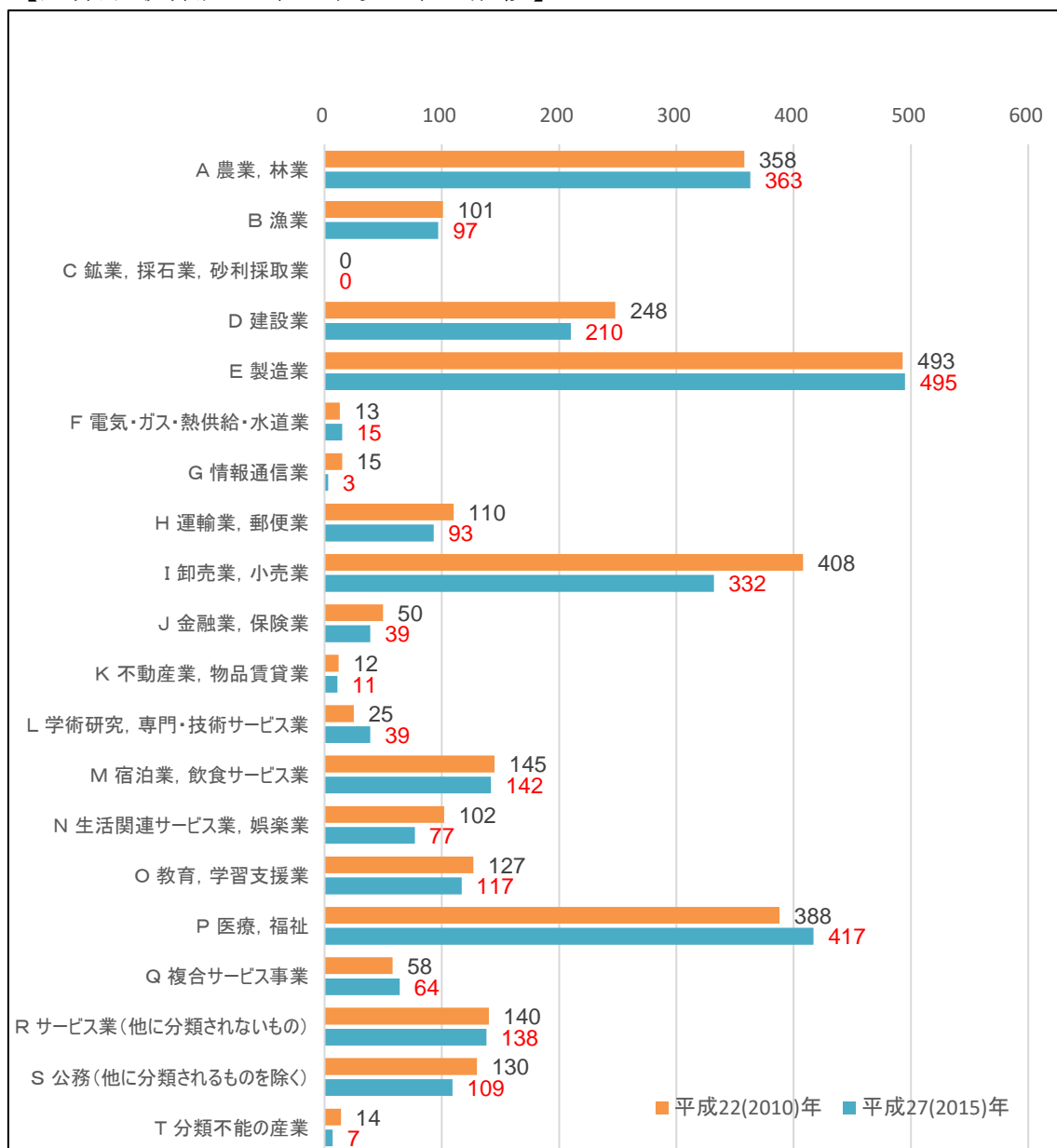
	人口(人)				構成比率(%)		
	総人口	高齢人口	生産年齢人口	年少人口	高齢人口比	生産年齢人口比	年少人口比
昭和55年(1980)	9,468	1,253	6,146	2,069	13.2	64.9	21.9
昭和60年(1985)	9,273	1,315	6,027	1,931	14.2	65.0	20.8
平成2年(1990)	8,529	1,434	5,496	1,599	16.8	64.4	18.7
平成7年(1995)	8,056	1,644	5,072	1,340	20.4	63.0	16.6
平成12年(2000)	7,625	1,799	4,712	1,114	23.6	61.8	14.6
平成17年(2005)	7,179	1,928	4,331	919	26.9	60.3	12.8
平成22年(2010)	6,508	1,964	3,758	785	30.2	57.7	12.1
平成27年(2015)	5,837	2,055	3,147	632	35.2	53.9	10.8

資料:国勢調査

2.2.2 産業の特性

就業者の数は、減少傾向にあるが、産業別の就業人口をみると、農業、製造業、医療、福祉の従事者の数は増加している。また、産業別就業者割合は、第1次、第2次産業から第3次産業に移行しつつある。

・【産業別就業人口(15歳以上)の推移】



資料:国勢調査

2.3 過去の災害と想定

2.3.1 本町の過去の災害

過去における地震による被害については、内陸型地震(直下型地震)と海溝型地震のどちらも発生しているが、内陸型地震は、規模が小さく、大きな被害は記録されていない。南海トラフを中心とした周期的に発生する海溝型地震については、津波による大きな被害が記録されている。

また、梅雨期と台風期の豪雨により、浸水被害や山間部における土砂災害なども発生している。

・【主な地震災害の被害記録】

発生日	マグニチュード	被害状況
宝永4年 (1707年) 10月28日	8.4	わが国最大級の海洋型地震の1つ。被害は広範囲にわたり、津波も発生。特に東海道・伊勢湾・紀伊半島で被害が大きかった。全体で死者2万人、倒壊家屋6万戸、流出家屋2万戸に及んだ。
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月23日	8.4	被害は関東から近畿に及び、大津波が房総半島から土佐にかけての太平洋沿岸を襲い、特に東海地方の海岸沿いの被害が大きかった。被害状況は翌日の南海地震と重なり区別しがたい。
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月24日	8.4	安政東海地震の32時間後に発生。被害は東海から九州まで及び家屋の全壊2万戸、半壊4万戸、焼失6,000戸、流失15,000戸、死者数1,000人。津波の高さは串本で15mに達した。 本町では、死者26人、家屋流失188軒、家屋破壊21軒の被害があった。
昭和19年 (1944年) 12月7日	7.9	三重・愛知・静岡を中心の大地震。新宮方面は震度6と推察され、死者や負傷者が多数となり、家屋が倒壊し、勝浦・那智方面では高さ5mの津波が押し寄せた。
昭和21年 (1946年) 12月21日	8.0	被害は東海以西の西日本の太平洋岸で大きく、津波も発生。本町では、死者17人、行方不明2人、家屋全壊53軒、家屋半壊541軒、家屋流失13軒、家屋床上浸水649軒、家屋床下浸水52軒の被害があった。津波は6回来襲した。

・【主な風水害の記録】

発生日	種別	概要
明治43年 (1910年) 5月11日	暴風雨	沿岸各港に係留の大小船舶を破壊し、船具を失われ、溺死6人、負傷6名、行方不明8名。
昭和9年 (1934年) 9月21日	台風	室戸台風による暴風雨で、和歌山県下で死者465人の甚大な被害がでた。
昭和23年 (1948年) 8月26日、27日	豪雨	集中豪雨による洪水。衣奈2~3時間の降水で床上浸水37戸、床下浸水200戸、罹災者600人にのぼる被害がでた。

発生日	種別	概要
昭和 28 年 (1953 年) 7 月 18 日	豪雨	梅雨前線による豪雨。18 日の降水量は、182.6mm。
昭和 34 年 (1959 年) 9 月 26 日	台風	伊勢湾台風による暴風雨。本町では、軽傷 16 人、家屋全壊 4 戸、床上浸水 79 戸、床下浸水 251 戸の被害があった。
昭和 36 年 (1961 年) 9 月 16 日	台風	第二室戸台風による暴風雨。本町では、白崎中学校が大破し、由良港中学校講堂が倒壊した。
昭和 44 年 (1969 年) 7 月 9 日	豪雨	西日本豪雨。本町では、床上浸水 20 戸、床下浸水 229 戸の被害があった。
昭和 49 年 (1974 年) 8 月 27 日	豪雨	集中豪雨あり、大引で床上浸水 8 戸、床下浸水 30 戸の被害があった。
昭和 50 年 (1975 年) 8 月 22 日	台風	台風 6 号。本町では、雨量 206mm、浸水家屋 271 戸、阿戸集会所が全壊、水越峠が 30 メートル崩壊の被害があった。
昭和 51 年 (1976 年) 9 月 10 日	台風	台風 17 号。本町では、床下浸水 59 戸、河川・護岸決壊 5 か所、道路決壊 22 か所の被害があり、水田流失や冠水の被害もあった。
昭和 55 年 (1980 年)	豪雨	衣奈で山崩れ。17 人の被害。
昭和 60 年 (1985 年) 6 月 25 日	豪雨	里町道 40 メートル陥没、衣奈トンネル県道路肩崩れる。
平成元年 (1989 年) 9 月 6 日	豪雨	雨量 171.6mm。衣奈前田川氾濫、家屋浸水 111 軒の被害があった。
平成 3 年 (1991 年) 11 月 28 日	豪雨	雨量 244mm。床下浸水 9 軒の被害があった。
平成 10 年 (1998 年) 9 月 22 日	台風	台風 7 号による大雨。高波により白崎海洋公園が床上浸水等の被害があった。
平成 16 年 (2004 年) 10 月 20 日	台風	台風 23 号による高潮。県道 24 号路肩崩れ、町道路面の陥没、白崎海洋公園クラブハウス一部損壊等の被害があった。
平成 26 年 (2014 年) 8 月 10 日	台風	台風 11 号による大雨。8 日～10 日累計雨量 400mm。由良川越流 4 か所、由良トンネル付近の崩土により国道 42 号が通行止めになるなどの被害があった。
平成 30 年 (2018 年) 9 月 4 日	台風	台風 21 号による強風害により、大規模な停電が 4 日間発生。住家全壊 2 戸、大規模半壊 1 戸、半壊 4 戸、瓦等の飛散した家屋が多数あった。また、白崎海洋公園が高波による大規模な被害を受け、休園となった。

2.3.2 被害を及ぼすと想定される災害

2.3.2.1 地震

本町は、紀州灘を臨む海岸沿いの町であることから、昭和南海地震をはじめ、幾度となく津波による被害を受けてきた。

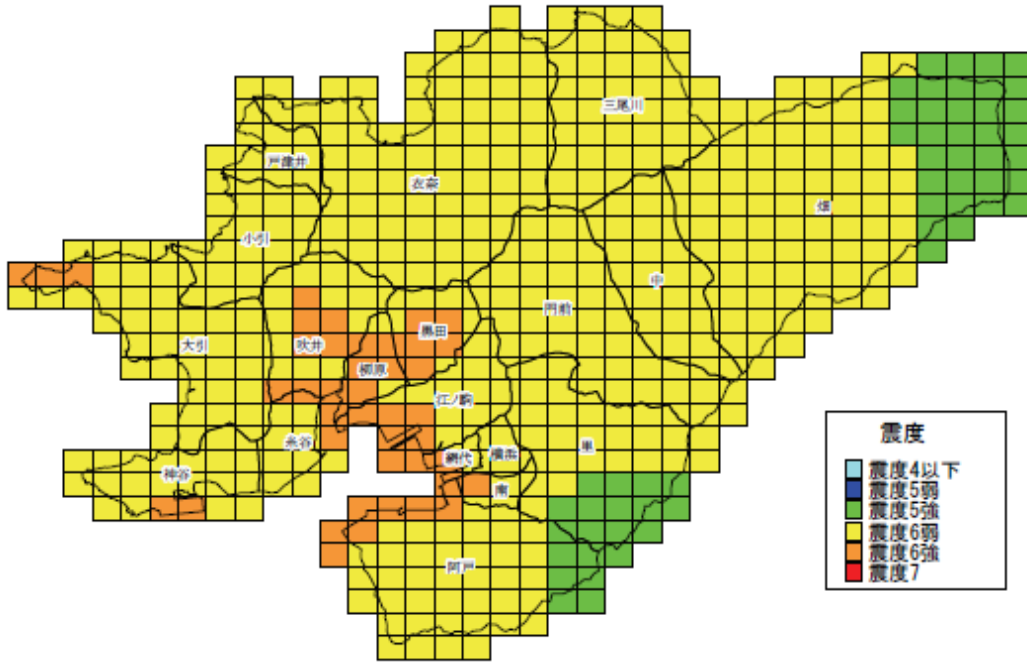
平成26年3月に和歌山県が公表した地震被害想定では、東海・東南海・南海3連動地震では最大震度6強、南海トラフ巨大地震では最大で震度7の大きな揺れが、また、最大津波高10mの津波の襲来が予想されている。こうした強い揺れと津波により、本町においては、3連動地震では1,300棟(うち津波で1,100棟)、巨大地震では2,700棟(うち津波で1,200棟)の建物が全壊し、また、3連動地震では5棟、巨大地震では16棟が焼失する予想となっている。

地震による揺れや津波、火災による人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通や道路交通等に支障をきたすことから、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられる。

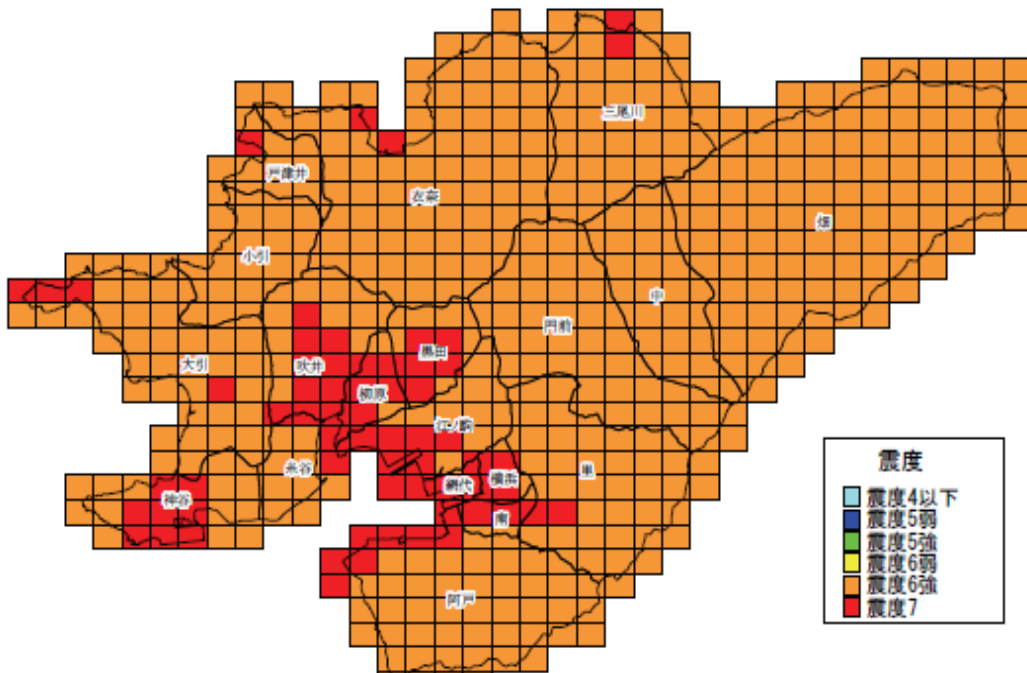
・【和歌山県が公表した地震想定】

地震名	地震規模	震源断層の位置
東海・東南海・南海3連動地震	Mw8.7	駿河トラフ～南海トラフ
南海トラフ巨大地震	Mw9.1	日向灘(宮崎県)～富士川河口断層帯(静岡県)北端

【東海・東南海・南海3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】



2.3.2.2 風水害

町内の河川は、小規模の河川であるため広範囲な洪水の危険性は少ないが、短時間の集中豪雨により急速に河川の水位が上昇し、思わぬ洪水となることが考えられる。また、台風の襲来により、風による被害も多く発生している。

2.3.2.3 土砂災害

町内の区域は、山地と海岸に挟まれた狭い平地に立地しており、土砂災害警戒区域等に指定されている地域が多くあり、豪雨等により災害が発生する恐れがある。

2.3.2.4 その他の重大突発事故

地域計画において対象とする重大突発事故は、大規模火災(建物火災、林野火災、その他火災、車両火災、船舶火災等)、危険物事故(石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇薬、放射性物質等)、重大事故(自動車事故、航空機事故、列車事故、重油流出事故、海難事故等)とし、それぞれにおいて十分な対応を計画する必要がある。

3 由良町の地域強靱化に向けた基本目標等

3.1 地域強靱化の基本目標等

3.1.1 基本目標

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」を定める。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

3.1.2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、次の8つを目標とする。

- 1 大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3.2 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

1から8までの事前に備えるべき目標を達成するために、本町の特性を踏まえ「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を各分野に分類した。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
1 大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 居住地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な居住地域等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 町職員及び公共施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 国道42号等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う居住地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
	7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3.3 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の強靱化を進める上で、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

3.3.1 地域強靱化の取り組み姿勢

- ・ 本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、取り組む。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的視野を持って計画的に取り組む。
- ・ 各区域の多様性を再構築し、区域間の連携強化に取り組む。

3.3.2 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや区域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練、防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「公助」、「共助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、事業者、町民が適切に連携及び役割分担する。
- ・ 非常時に防災、減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3.3.3 効率的な施策の推進

- ・ 人口減少等による町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

3.3.4 区域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上し、各区域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人や観光客等に配慮する。
- ・ 区域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図る。

4 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針

本町でのリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)ごとの推進方針を次のとおり設定する。

※実施主体に国、県を含む場合・・・(国)、(県)

1.大規模自然災害発生時でも人命の保護が最大限図られる	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の耐震化を推進する。 家具転倒防止器具の設置を推進する。 ブロック塀等の耐震化を推進する。 危険空き家の解体を推進する。
1-2	居住地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。 感震ブレーカーの設置を推進する。 Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達の強化を図る。
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。【再掲】 津波ハザードマップを作成し、周知する。 避難路、避難場所等の整備を図る。 Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達の強化を図る。【再掲】 由良港防波堤を整備し、地震や津波発生時及び発生後において、背後地域の被害軽減や災害後の施設利用の早期再開を促進するとともに、船舶の避難場所を確保する。(県)
1-4	突発的又は広域かつ長期的な居住地域等の浸水による多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。【再掲】 Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達の強化を図る。【再掲】

	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップを作成し、周知する。
1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。【再掲】 Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達の強化を図る。【再掲】 土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。 土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域の指定を推進する。(県)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> 非常食及び飲料水の備蓄を進める。 住民に発災後1週間分の非常用食料を備蓄するように啓発する。 「受援計画」を策定する。 防災ヘリポートの適正な維持管理を行う。 災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、国道42号、県道及び町道の防災、減災対策を行う。(国)(県)
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> 災害時応援協定の拡充を図る。 非常食及び飲料水の備蓄を進める。【再掲】 住民に発災後1週間分の非常用食料を備蓄するように啓発する。【再掲】 孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理を図る。 孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 防災ヘリポートの適正な維持管理を行う。【再掲】 災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、国道42号、県道及び町道の防災、減災対策を行う。(国)(県)【再掲】
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	

	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。【再掲】 防災士資格の取得を推進する。 海上自衛隊由良基地分遣隊と締結している覚書を基に連携強化を図る。
2-4	<p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災ヘリポートの適正な維持管理を行う。【再掲】 災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、国道42号、県道及び町道の防災、減災対策を行う。(国)(県)【再掲】
2-5	<p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。 避難所となる施設等の衛生環境、避難生活環境等を保つために必要な薬剤や資機材等を整備する。
2-6	<p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難所運営マニュアル」の見直しを行う。 避難所となる施設等の衛生環境、避難生活環境等を保つために必要な薬剤や資機材等を整備する。【再掲】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	<p>被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自主防災会が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。 平常時より、各区域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
3-2	<p>町職員及び公共施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 「地域防災計画」、「業務継続計画」等の見直しを行う。 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップを行う。 重要公共施設の電気設備等を整備し、適正な管理を行う。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県総合防災情報システムの適正な管理運用を行う。 災害時通信手段の多様化を推進するとともに、適正な管理を行う。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害時通信手段の多様化を推進するとともに、適正な管理を行う。【再掲】
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県総合防災情報システムの適正な管理運用を行う。【再掲】 災害時通信手段の多様化を推進するとともに、適正な管理を行う。【再掲】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> 企業等へ「業務継続計画」の策定を促進する。
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> 災害時応援協定の拡充を図る。【再掲】 防災ヘリポートの適正な維持管理を行う。【再掲】 災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、国道42号、県道及び町道の防災、減災対策を行う。(国)(県)【再掲】
5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、郵便局等へ「業務継続計画」の策定を促進する。
5-4 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 非常食及び飲料水の備蓄を進める。【再掲】 住民に発災後1週間分の非常用食料を備蓄するように啓発する。【再掲】 「受援計画」を策定する。【再掲】

- ・ 水産物の安定供給のため、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ・ 発電機を整備し、適正に管理する。
- ・ 災害時応援協定の拡充を図る。**【再掲】**

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・ 自家発電設備等の整備及び適正管理を行う。
- ・ 「水道危機管理マニュアル」等の見直しを行う。
- ・ 「水道災害相互応援協定」により、飲料水の確保を図る。
- ・ 給水器具及び水道復旧用資材を備蓄する。
- ・ 老朽施設の更新を行う。
- ・ 主要施設の耐震化を図る。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・ 自家発電設備等の整備及び適正管理を行う。**【再掲】**
- ・ 「下水道事業業務継続計画」の見直しを行う。
- ・ 既存施設の戦略的な維持管理・更新を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともにライフサイクルコストの縮減を目的とし「機能保全計画」を策定し、適切な改築、改修、補修等の対策をとる。

6-4 国道42号等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ・ 災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、国道42号、県道及び町道の防災、減災対策を行う。(国)(県)**【再掲】**
- ・ 安全で快適に道路を利用できるよう、国道42号、県道及び町道の道路環境を整備するとともに、事故発生原因の解消を図る。(国)(県)
- ・ 経年劣化等老朽化や厳しい自然状況下での損傷など施設の状態を的確に把握することで、被災時での倒壊を防止し、ライフラインを構成する基盤としての機能を確保する。
- ・ 点検により損傷が認められた橋梁を補修し、災害発生時においても交通基盤としての機能を確保する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時応援協定の拡充を図る。【再掲】 ・ 防災ヘリポートの適正な維持管理を行う。【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 由良港防波堤を整備し、地震や津波発生時及び発生後において、背後地域の被害軽減や災害後の施設利用の早期再開を促進する。(県)【再掲】

7. 制御不能な二次災害を発生させない
7-1 地震に伴う居住地域の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団及び自主防災会の資機材等の充実や、研修・訓練により体制を強化する。【再掲】 ・ 感震ブレーカーの設置を推進する。【再掲】
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅等の耐震化を推進する。【再掲】 ・ ブロック塀等の耐震化を推進する。【再掲】
7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画等を策定する。 ・ ため池が決壊、氾濫等した場合の危険性を正しく地域住民に周知するとともに、被害の未然防止や軽減を図る。 ・ 老朽化したため池の改修、補強等を行い、ため池の決壊等による農地、農業用施設の災害を未然に防止し、国土保全を図る。(県) ・ ため池ハザードマップを作成し、周知を行う。
7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲支援を実施し、農作物被害の軽減、農業者の生産意欲の高揚及び農家所得を向上させる。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「復興計画」を事前に策定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物処理計画」を策定する。
8-2	<p>復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興計画」を事前に策定する。【再掲】
8-3	<p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・由良港防波堤を整備し、地震や津波発生時及び発生後において、背後地域の被害軽減や災害後の施設利用の早期再開を促進するとともに、船舶の避難場所を確保する。(県)【再掲】
8-4	<p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」と連携し、防災、減災対策を図る。 ・ゆらふるさと伝承館において、展示物等の点検、整備に努め、被害を最小限にとどめる。
8-5	<p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興計画」を事前に策定する。【再掲】